

介護保険事業計画策定に向けた各種調査等に関する説明会に係る質問（平成28年11月11日に掲載したうち、在宅介護実態調査にかかる回答を8期向けにリバイスしたもの）

<在宅介護実態調査について>

（独自の調査項目）

【在宅介護実態調査 調査票】

（問1）オプション項目を使用する場合、その全てでなく、一部を抽出して調査票に入れることは可能ですか。また、他の独自の調査項目を含んだ調査を実施してもよいですか。

（答）

オプション項目を取捨選択したり、市町村独自の調査項目を追加しても差し支えありません。なお、在宅介護実態調査については、エクセルファイルの自動集計ツールが提供されていますが、市町村独自の調査項目については、集計・分析ができないことにご留意ください。

◆在宅介護実態調査の自動集計ツール

在宅介護実態調査の自動集計ツール\_認定ソフト 2018 対応版

[https://www.murc.jp/sp/1509/houkatsu/houkatsu\\_06.html](https://www.murc.jp/sp/1509/houkatsu/houkatsu_06.html)

（様式等の提示）

【在宅介護実態調査 実施のための手引き】

（問2）7期計画作成のための調査時に厚生労働省のホームページに掲載された、様式6：調査実施のための手引き（認定調査員用）の例、様式7：事業所への依頼状の例、様式8：要介護認定データの活用に係る同意書の例は、そのまま活用できますか。

（答）

問い合わせの件について、下記ホームページに様式6～8として掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000138653.html>

活用の際、様式6と様式7については、「第7期」を「第8期」に修正すること及び『「在宅」と見なさず、調査の対象とはしない施設類型』に「介護医療院」を加えてください。

（自動集計ツール、データ入力用ファイル）【在宅介護実態調査 実施のための手引き】

（問3）7期計画作成のための調査時に厚生労働省のホームページに掲載された、様式5：在宅介護実態調査 データ入力用ファイルはそのまま活用できますか。また、自動集計ツールについてはどうですか。

（答）

データ入力ファイルについては、下記ホームページに掲載されており、そのまま活用してください。自動集計ツールは問1に掲載されているホームページから入手してください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000138653.html>

(認定データの出力)

【在宅介護実態調査 実施のための手引き】

(問4) 「在宅介護実態調査 実施のための手引き」のP23に従い、認定ソフト 2018から認定データを出力しましたが、調査対象者全員分の認定データが出力されません。

(答)

P23のSTEP①で「認定情報管理」ボタンを押します。」と記載していますが、認定支援ネットワークに送信済みのデータを出力する場合は、「履歴情報管理」ボタンを押して、出力してください(STEP①以降の手順は、手引きにあるものと同様です)。

また、自動集計ツールを使用される場合は、出力後のファイルをコピー&ペーストなどにより、1つのファイルにまとめる必要がありますので、ご注意ください。

(財源)

【在宅介護実態調査 実施のための手引き】

(問5) 在宅介護実態調査の財源について、計画策定に必要な調査の経費は、普通交付税で措置されているという理解でよいか。

(答)

在宅介護実態調査を含む計画策定に必要な調査等の経費については、普通交付税の基準財政需要に含まれているところです。

(期限)

【在宅介護実態調査 実施のための手引き】

(問6) 報告書作成までの期日は、地方自治体が任意で決定して構わないでしょうか。明確なタイムリミットはあるでしょうか。

(答)

各地方自治体における計画策定に向けた作成委員会等において十分な議論ができるよう、作業が間に合うよう実施していただくことが必要です。

(全国集計)

【在宅介護実態調査 実施のための手引き】

(問7) 地方自治体で集計したデータは、分析ソフトにかけた結果等を国へ提出することになる予定はありますか。

(答)

国(又は調査研究を行う事業者)に提出いただき、集計する方向で検討している。

(個人情報保護への対応)

【在宅介護実態調査 実施のための手引き】

(問8) 手法I,IIにおいて、調査対象者に対し要介護認定データの活用に係る同意書の提出を求めるか否かは市町村で判断すればよいですか。

(答)

要介護認定データを要介護認定以外に使用するため、各市町村が定めている個人情報保護条例における、個人情報の目的外利用に該当する場合も考えられます。この場合、個人情報の取り扱いについては、市町村ごとに異なるため、同意書の提出等については各市町村の個人情報保護条例の内容に応じて判断してください。

(調査の委託費用)

【在宅介護実態調査 実施のための手引き】

(問9) 手法Ⅰによる調査を実施する場合に、調査に係る費用の可否や出し方などは各市町村の判断ということによいですか。

(答)

認定調査にかかる費用は、各市町村と認定調査員が所属する事業所等との委託等の契約内容より異なるため、市町村ごとに契約内容に応じて判断してください。

(サンプルサイズ)

【在宅介護実態調査 実施のための手引き】

(問10) 小規模保険者において、「望ましいサンプル数」に強くこだわる必要はありませんとのことですが、小規模保険者が調査する場合のサンプル数は、調査できる範囲の数で良いということでしょうか。

(答)

小規模保険者における、最低回収サンプル数の目安は示しておりません。しかしながら、できるだけ600に近い数を回収することが望ましく、そのための方法としては調査を手法Ⅱで実施する、もしくは手法Ⅰと手法Ⅱを組み合わせるなどの工夫をすることなどが考えられます。

(調査手法Ⅰの工夫)

【在宅介護実態調査 実施のための手引き】

(問11) 手法Ⅰについて、提示された訪問による聞取調査とは異なりますが、次のように調査手法を工夫して実施して構わないでしょうか。

- ・ 窓口での認定申請時に聞き取る。
- ・ 調査前に配布し、調査時に回収する。

(答)

各市町村の実情に応じて、調査方法を工夫していただいて差し支えありません。

(調査手法Ⅱの工夫)

【在宅介護実態調査 実施のための手引き】

(問12) 手法Ⅱについて、提示されたような郵送による方法ではありませんが、次のように調査手法を工夫して実施して構わないでしょうか。

- ・ ケアマネージャーに委託し、モニタリングと併せて実施する。
- ・ 市町村職員及び居宅介護支援事業所の職員(委託)が、直接訪問・聞き取りの方法で実施する。

(答)

各市町村の実情に応じて、調査方法を工夫していただいて差し支えありません。

(調査手法の選択)

【在宅介護実態調査 実施のための手引き】

(問13) 手法Ⅰでの実施を基本としていますが、調査員の負担が大きく、600 サンプルを入手するのに、数か月かかる等のデメリットが多くあります。また、個人情報保護法の関係で同意書の取得にもかなりの労力になります。そういった場合は従来の「手法Ⅲ郵送方式（非接続方式）」で実施してよろしいでしょうか。

(答)

各市町村の実情に応じて、調査方法を選択していただいて差し支えありません。ただし、手法Ⅲで調査を実施した場合は、提供されている自動集計ツールは使用できないため、全ての集計・分析を各市町村で行っていただく必要があります。

(調査の回答者)

【在宅介護実態調査 実施のための手引き】

(問14) 手法Ⅰによる聞き取り調査において、独居の高齢者で主たる介護者の立ち合いがない場合、B票はどのように作成するのが好ましいでしょうか。また、主たる介護者以外が立ち会っている場合、聞き取る相手は、本人、ケアマネージャー、同席する介護者等のうち、誰とするのが好ましいでしょうか。

(答)

一律に、好ましい聞き取り相手を定めることはできませんので、適宜「主な介護者の様子を最も良く理解している人」に回答をお願いしてください。

なお、平成28年度に試行調査を実施した地方自治体の中には、調査対象者の方に「家族に聞いてみないと分からない」と言われた際には、調査員が記入できる設問は調査票に回答を記入したうえで、返信用封筒と途中まで記入された調査票をお渡しし、後日にご家族（主な介護者）の方もご記入いただき、郵送で返送いただけるよう工夫された地方自治体もありました（調査実施の手引き p14）。

(調査の対象者)

【在宅介護実態調査 実施のための手引き】

(問15) 要支援・要介護認定を受けているものが対象者となっているため、新規申請者は対象外となると考えてよろしいでしょうか。

(答)

手引きで示しているとおり、本調査（手法ⅠまたはⅡ）は聞き取り調査（手法Ⅱでは郵送調査）で得た調査結果と要介護認定データを関連付けて、分析の対象とする一群のデータを作るものです。調査の対象から要介護認定の新規申請者を除外することとした理由は、その方には介護サービスの利用実績がないために、分析に活用するデータが大きく欠けてしまうためです。

第8期介護保険事業計画策定に向けた各種調査等に関する説明会に係る質問  
(在宅介護実態調査に関するもの)

<在宅介護実態調査について>

(8期に向けた調査票の変更)

【在宅介護実態調査 調査票】

(問1) 7期の調査表から変更ないのか。

(答)

調査票については、下の問に下線部分を追加して活用してください。(当該質問は、様式1では問5、様式2では問10、様式3では問6、様式4では問6です。

問○ 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください(1つを選択)

1. 入所・入居は検討していない
2. 入所・入居を検討している
3. すでに入所・入居申し込みをしている

※「施設等」とは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設(有料老人ホーム等)、グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型特別養護老人ホームを指します。

(調査票等の掲載場所)

【在宅介護実態調査 調査票及び実施のための手引き】

(問2) 調査票、実施の手引き、活用の手引き、7期の全国集計結果、自動集計分析ソフトはどこに掲載されているか。

(答)

<調査票と実施の手引き>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000138653.html>

<活用の手引き、7期の全国集計結果>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000154928.html>

<在宅介護実態調査の自動集計ツール(認定ソフト 2018 対応)>

[https://www.murc.jp/report/rc/policy\\_research/public\\_report/koukai\\_190410/](https://www.murc.jp/report/rc/policy_research/public_report/koukai_190410/)

(問3) 実施の手引きにある手法Ⅱの調査票は掲載されていないのか。

(答)

手法Ⅱについては、手法Ⅰの調査票を用い、郵送する調査票に事後的に被保険者番号が判別できるような固有の番号を付すなどの方法により、回収後に認定データと関連づけて分析することを想定している手法であることから、手法Ⅱ単独での調査票は示しておりません。

手法Ⅱを選択する際は、以下の例(様式2の場合)を参考に、手法Ⅰの調査票(様式1または2)を郵送向けに加工して利用してください。

- ・被保険者番号の代わりに「調査後に認定データと関連づけるための連番」を付す
- ・聞き方を郵送向けに加工

【A票の聞き取りを行った相手の方は、どなたですか】

→【A票にご回答をいただいているのは、どなたですか】

A票 認定調査員が、概況調査等と並行して記載する項目

→A票 調査対象者ご本人などにご回答、ご記入いただく項目

● ここから再び、全員に調査してください。

→● ここから再び、全員の方にお伺いします。

● 問13で「2.」を回答した場合は、問14も調査してください。

→● 問13で「2.」を回答した場合は、問14も回答してください。

● 問2で「2.」～「5.」を回答し、さらに「主な介護者」が調査に同席している場合は、「主な介護者」の方にB票へのご回答・ご記入をお願いしてください。

→● 問2で「2.」～「5.」を選択された場合は、「主な介護者」の方にB票へのご回答・ご記入をお願いします。

● 「主な介護者」の方が同席されていない場合は、ご本人(調査対象者の方)にご回答・ご記入をお願いしてください(ご本人にご回答・ご記入をお願いすることが困難な場合は、無回答で結構です)。

→● 「主な介護者」の方のご回答・ご記入が難しい場合は、ご本人様(調査対象者様)にご回答・ご記入をお願いします。(ご本人様のご回答・ご記入が難しい場合は、無回答で結構です)。

(調査サンプル数)

【在宅介護実態調査 実施のための手引き】

(問4) 調査サンプル数については「在宅介護実態調査 実施の手引き」の導入編で

- ・P.6 ほか：概ね600（10万人調超の保険者の場合）
- ・P.7：小規模保険者において、この「望ましいサンプル数」に強くこだわる必要はない」といった解説がなされている。

本県においては人口1万人未満～数万人といった小規模保険者も複数見られ、600というサンプル数の確保が困難なケースも想定されるが、このような場合において、最低回収サンプル数の目安はあるか。

(例：人口5万人の保険者→サンプル数 300 など)

(答)

小規模保険者における、最低回収サンプル数の目安は示しておりません。

しかしながら、できるだけ600に近い数を回収することが望ましく、そのための方法としては調査を手法Ⅱで実施する、もしくは手法Ⅰと手法Ⅱを組み合わせるなどの工夫をすることなどが考えられます。

(居所の分析)

【在宅介護実態調査 調査票】

(問5) 在宅介護実態調査を活用して、特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームのサービス利用状況を分析したいのですが、どのようにしたらよいですか。

(答)

例えば、調査票の世帯類型の設問の後に、住まいが「特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅」「住宅型有料老人ホーム」かどうかを確認する項目を追加することなど判別できるよう工夫することで、これらの住まいでのサービス利用状況がある程度分析できるようになると考えます。